

議案第134号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 「居宅訪問型児童発達支援事業」の実施について

## 1 目的

平成28年6月3日に児童福祉法の一部改正が公布され、「居宅訪問型児童発達支援」が規定（平成30年4月1日施行）された。これまで国の障害児支援については、複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいとの考えの基に通所支援の充実を図ってきたが、現状では重度の障害等のために外出が著しく困難な障がい児に発達支援を受ける機会が提供されていなかったため、新たに障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスが創設された。

また、本市では昨年度末に宝塚市障害児福祉計画（第1期計画）を策定し、この中で同事業の利用児童数を平成30年度から見込んでいる。しかし、市内の民間事業所で同事業の実施見通しが立っていないため、市立子ども発達支援センターすみれ園（医療型児童発達支援センター）において、平成31年4月から同事業を実施するため、所要の手続きを行うものとする。

## 2 事業概要

### （ア）支援内容

障がい児の居宅を保育士や理学療法士等が訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を実施する。

<具体的な事例>

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

### （イ）対象者

- ・重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる児童
- ・人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する児童
- ・重い疾病のため感染症にかかるおそれがある児童等

### （ウ）支援回数

訪問日数の基準は週2日を目安としているが、児童の体調が不安定なことが想定されるため、児童の状態に合わせた訪問日数を主治医や保護者と相談して決定する。

### （エ）報酬（歳入：障害福祉サービス給付費）

18,220円（国規定）×対象児童5人（市障害児福祉計画平成31年度利用見込み人数）  
×2日/週×4.5週=819,900円（月あたり最大見込み）

## 3 今後のスケジュールについて

- ・平成30年12月議会 宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部改正案を提案
- ・平成31年1月 兵庫県へ事業指定申請
- ・平成31年4月1日 兵庫県から事業指定、事業開始